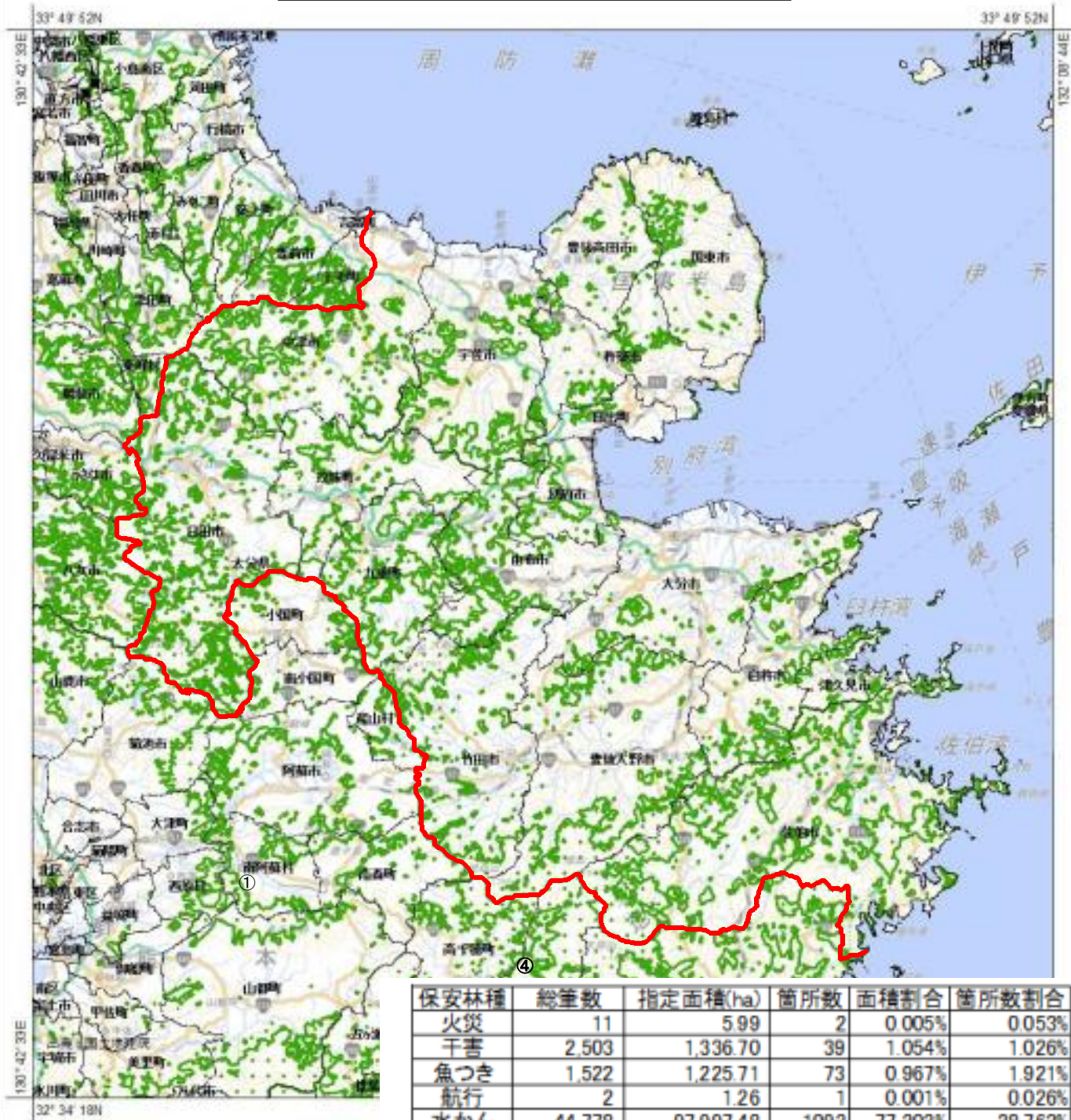


大分県における保安林の分布状況

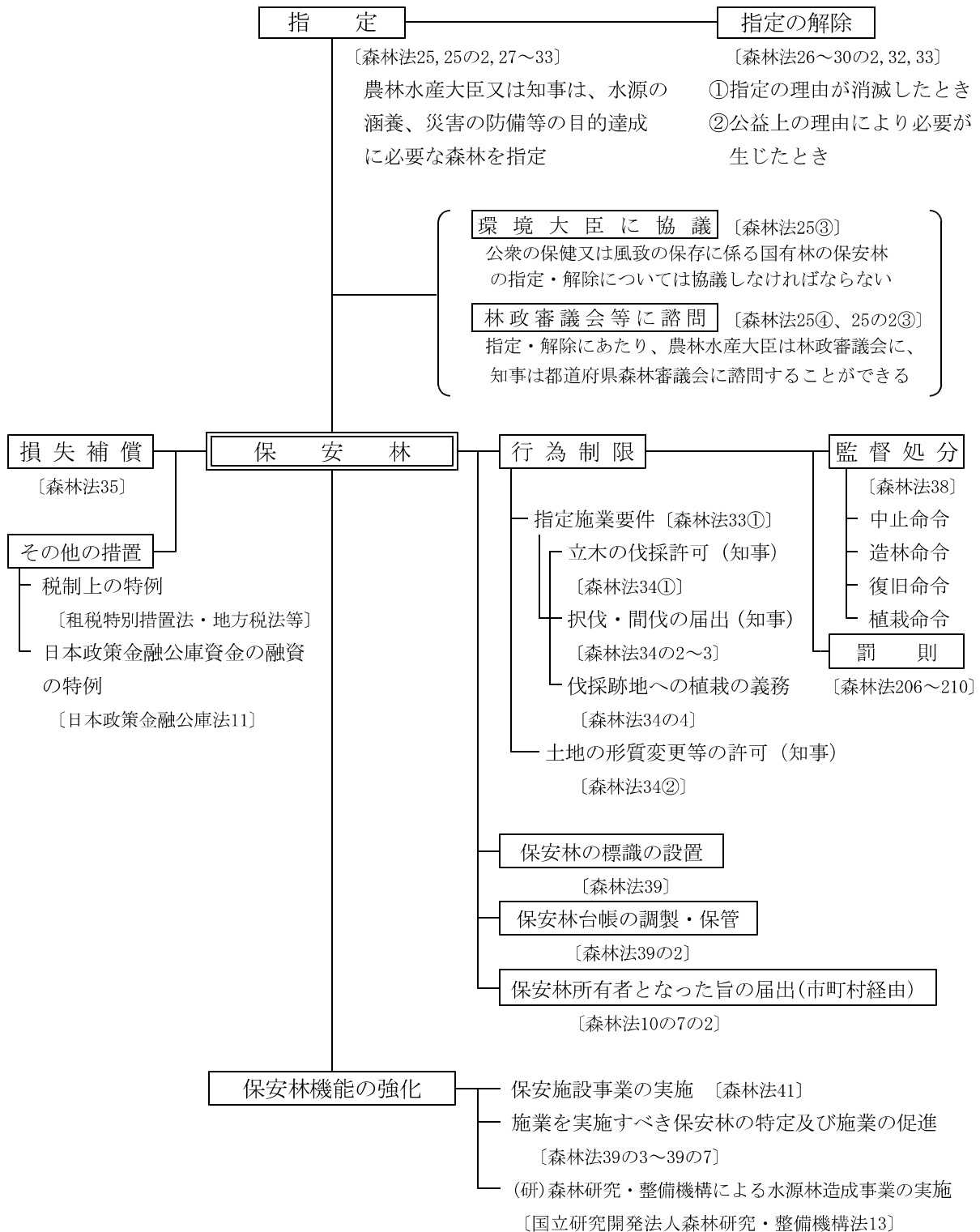


保安林種	総筆数	指定面積(ha)	箇所数	面積割合	箇所数割合
火災	11	599	2	0.005%	0.053%
干害	2,503	1,336.70	39	1.054%	1.026%
魚つき	1,522	1,225.71	73	0.967%	1.921%
航行	2	1.26	1	0.001%	0.026%
水かん	44,778	97,997.48	1093	77.303%	28.763%
水害	55	1.62	1	0.001%	0.026%
潮害	241	63.27	18	0.050%	0.474%
土崩	1,773	629.72	439	0.497%	11.553%
土流	26,419	20,824.81	1942	16.427%	51.105%
飛砂	11	2.93	2	0.002%	0.053%
風致	401	371.50	19	0.293%	0.500%
保健	1,413	4,069.04	75	3.210%	1.974%
防風	965	222.53	95	0.176%	2.500%
落石	8	17.86	1	0.014%	0.026%
合計	80,102	126,770.41	3,800	27.998%	

行政区域(都道府県)
 行政区域(市町村)
 保安林(国有林、民有林)

- ① 大分県の面積 634,073.00 ha
- ② 大分県の森林面積 452,790.57 ha
- ③ うち民有林 404,454.33 ha
- ④ うち国有林 48,336.24 ha
- ⑤ 森林/県の面積 71.41%
- ⑥ 保安林/森林 28.00%

保安林制度の体系



注：〔 〕は根拠法及び規定条文

- 森林は、保安林以外の森林（普通林）であっても水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。
- このため、普通林の開発に当たってはこうした森林の持つ機能が損なわれないよう適正に行うための一定のルールが定められています。

■ 林地開発許可の対象となる森林

都道府県知事が立てた地域森林計画の対象となる民有林

※国有林と保安林以外の森林はほとんどが対象

■ 林地開発許可の対象となる開発行為

土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによって1haを超えての開発行為

例)住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路 など

こんな場合も林地開発許可が適用されます。

- ・道路の幅員が3mを超え、面積が1haを超える場合
- ・何人かの森林所有者が共同で1haを超える開発を行う場合
- ・何回かに分けて少しずつ合計で1haを超える開発を行う場合

■ 林地開発許可の基準

災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

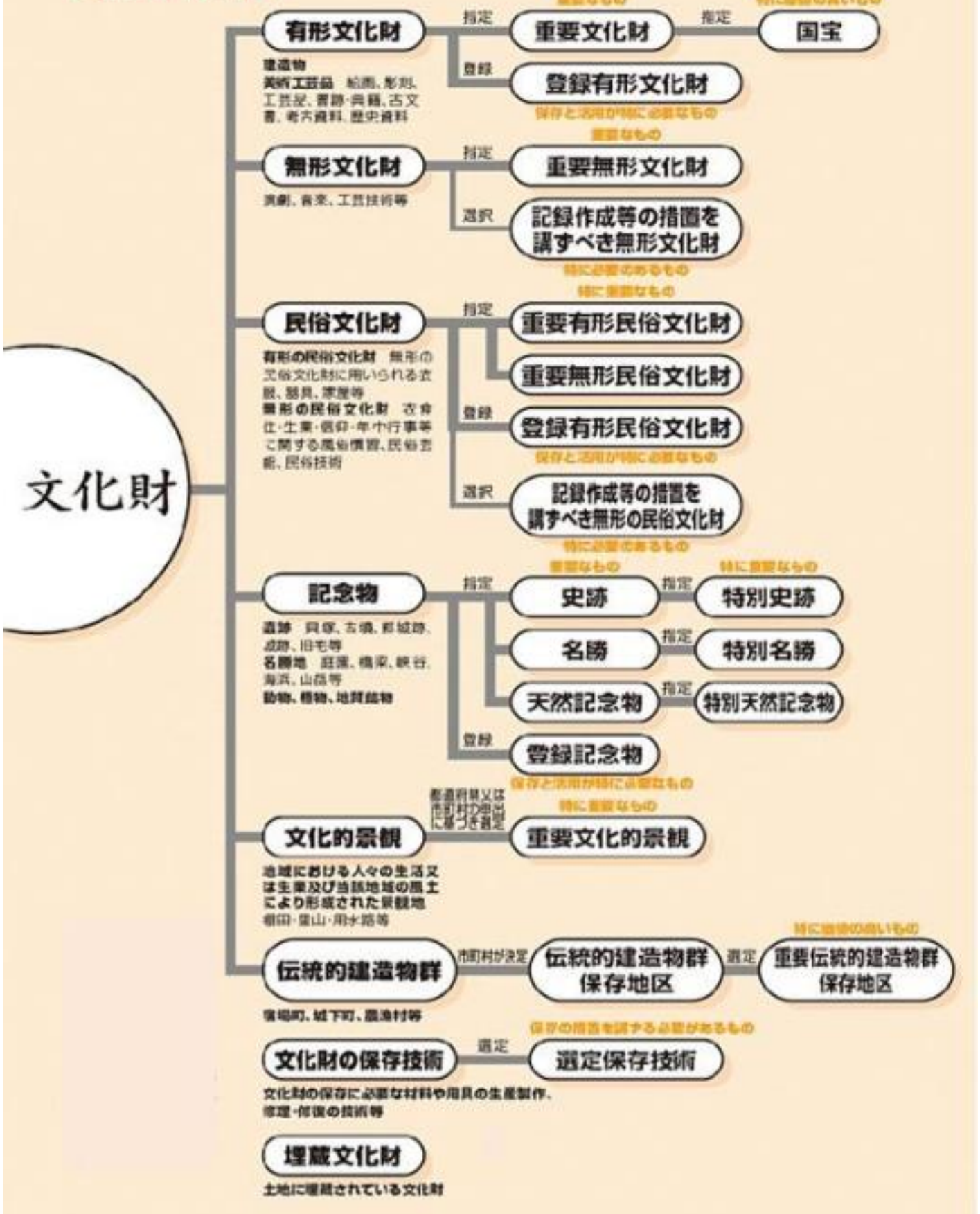
水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

文化財の体系図





おおいたの重要な自然共生地域

資料 3

未来へつなごう！多様な生きものをはぐくむ場



生物多様性の危機



制約等について

↑上云の「種別」などにより、各地域で取組まれている活用や保全のあり方に違いがあることから、選定・公表によって人々の暮らし、農林業の営みや土地の利活用等で新たな制約や規制等が生じることはありません。

また、その公表場所の管理者等に、その管理を継続することを義務付けるものでもありません。

生物の多様性は、衣食住、医療、その他の自然の恵みを人間に与え、その営みを支えてくれています。

しかし、これまでに行われてきた人間活動により地球規模で生物の多様性が減少し、自然の恵みは失われつつあります。

将来も自然の恵みを享受するためには、生物多様性の保全と利用の調和を図りながら、自然と人間が共存できる持続可能な社会の実現が必要です。

今回、その基盤となる生物多様性豊かな自然環境が保たれた場所で、法的規制などが無い又は弱い地域にあるものを中心に選定し、生物情報などが整理できた23か所について公表します。今後も順次公表していく予定です。

正式名称 おおいたの重要な自然共生地域

愛称 未来へつなごう！多様な生きものをはぐくむ場

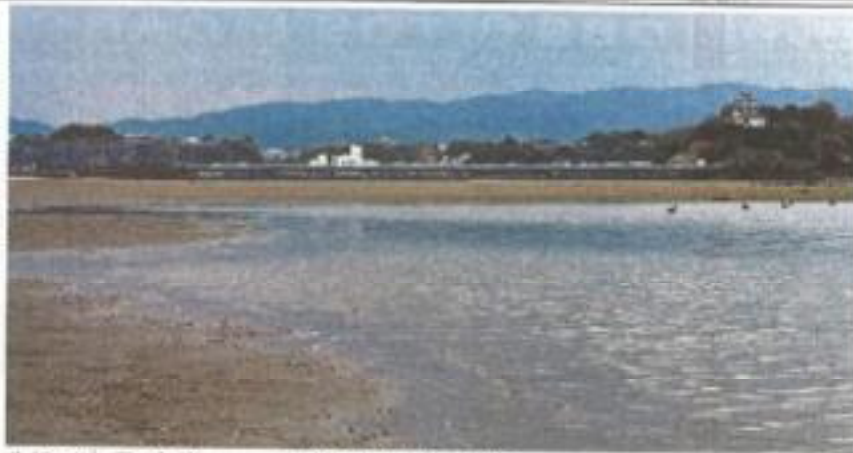
ホームページアドレス <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/oitanojuyouunashizenkyouseichiiki.html>

公表の目的について

公表は、豊かな自然環境を未来につなぐため、公表地域の生物情報や保全活動などについて県民のみなさんへの周知を図り、生物多様性への理解促進や保全活動への支援や協力をはじめ、各種事業の実施にあたり生物多様性への配慮を呼びかけることを目的として行います。

将来に自然の恵みをもたらす生物多様性豊かな自然環境をつないでいくため、みなさんの御協力をお願いします。

注)「おおいたの重要な自然共生地域」の立ち入り等にあたっては、事前に土地所有者や管理者の承諾を得ることが必要な場合があります。



自然共生地域に23カ所

「中津干潟」「佐伯市城山の自然林」など

県内の多様な生物が暮らす自然環境の保たれた地域を広く知ってもらふため、県は「おおいたの重要な自然共生地域」として、干潟や原生林など23カ所を選定した。自然公園のよき法的規制がないエリアが対象で、有識者が約2年半かけて絞り込んだ。現地には看板を設置。規制がないからこそ、県民に保全への意識を高めてほしい考えだ。

選定地域はカブトガニなどによる保全活動や自然観などの希少種が生息する「中津干潟」(中津市)、34カ所をピックアップ。地元の市町村や住民の意見も聞いて絞り込み、今年3月に公表した。委員長を務めた杉浦嘉彦(別府市)は「豊かな自然の残る地域が十分には知られないまま開発されて姿を消すケースもある。選定が周辺住民をはじめ県民の理解を深めるきっかけになれば」という。

大分市内では、大野川が

法的規制なし 県「保全意識高めて」

ら分かれて別府湾に注ぎ込む「乙津川」(全長10.9キロ)が選ばれた。河川敷では地元住民らが「水辺の楽校」と称して、野鳥観察会やカヌー体験など自然に親しむ活動を続けている。自然保護推進室は「選定ループの網が広がってほしい」と期待を寄せる。

県は選定地域をホームページに掲載。現地には順次、周辺に生息する生物や保全に努める団体などを紹介する看板を設置している。

リーダーの安部泰史さん(75)＝同市中鶴崎＝は「選定で乙津川の豊かな自然を知り人が増え、流域各地で保全活動などに取り組む」。自然保護推進室は「選定による開発などへの規制はないが、今後も選定を進めて生物多様性への配慮を呼び掛けていく」と話している。(吉良政宣)

山地・森林	● ラクテンチの森(別府市)	● 四浦地区(津久見市)
	● 城山の自然林(佐伯市)	● 神原深谷(竹田市)
海岸・干潟	● 真玉八幡神社の森(豊後高田市)	
	● 武蔵町小畑山のスダジイ林(国東市)	
	● 前津江町の権現岳林木道伝資源保存林(日田市)	
	● 磯子川深谷、寺保から開の島の深谷林、豊伏岳のフナ・ミズナラ林を含む山林(九重町)	
山地・里山	● 中津干潟と塩性湿地(中津市)	
	● 白杵川河口干潟、下ノ江海岸(臼杵市)	
	● カブトガニが生息する八坂川下流域干潟と守江湾(杵築市)	
草地・草原	● 宇佐地域の干潟と塩性湿地(宇佐市)	
	● 姫島周辺沿岸(姫島村)	● 小深江漁港周辺(日出町)
河川・湖沼	● 田染荘小嶋(豊後高田市)	● 庄内町平石地区(由布市)
	● 三重町又井地区(豊後大野市)	
山地・森林	● 天間高原(別府市)	● 瀧沢(九重町)
	● 乙津川(大分市)	

おおいたの重要な自然共生地域

県内における太陽光発電事業等の開発における規制条例等の制定状況

R2.9.14現在

団体名	景観行政 団体への 移行日	条例等名称	条例等の内容
大分市	中核市	③大分市景観条例	③一定規模以上で届出等の義務
別府市	H17. 4. 1	①地域新エネルギー導入の事前手続き等に関する要綱(H26. 9. 5) ②別府市環境保全条例 ③別府市景観条例	①太陽光50kW以上で説明会及び事前届出を行う。問題が無い場合は、市が同意書を交付。その他に、導入済届、着工等届、廃止届の届出が必要。 ②3000㎡以上の土地の開発について、事前協議が必要
中津市	H18. 7. 21	③中津市景観条例	③一定規模以上で届出等の義務
日田市	H19. 4. 1	①日田市景観条例 ②日田市環境保全条例	①一定規模以上で届出等の義務 ②1000㎡以上の土地の開発について、協議が必要
佐伯市	H29. 3. 1	①佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱(H30. 6. 25公布、施行) ③佐伯市景観条例	①設置場所の土地の合計面積が5000㎡以上又は既設等と併せて5000㎡以上について、説明会及び実施30日前までに協議。 ③一定規模以上で届出等の義務
臼杵市	H18. 3. 27	①再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱(H31. 3. 26公布、H31. 4. 1施行) ③臼杵市景観条例	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、説明会及び実施30日前までに協議。 ③一定規模以上で届出等の義務
津久見市	H30. 3. 30	※景観条例及び景観計画策定中	
竹田市	H23. 2. 27	②竹田市環境保全条例 ③竹田市景観条例	②1000㎡以上の土地の開発について、協議が必要 ③一定規模以上で届出等の義務
豊後高田市	H19. 5. 1	①再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱(H26. 6. 26告示、H26. 8. 1施行) ③田染荘小崎景観づくり条例	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、説明会及び着手2月前までに協議。中心市街地、田染荘小崎及び長崎鼻周辺はアボイドエリアに設定。 ③一定規模以上で届出等の義務
杵築市	H18. 7. 17	①再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱(H26. 3. 18告示・施行) ③杵築市景観条例	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、説明会及び土地購入前に事前協議。 ③一定規模以上で届出等の義務
宇佐市	H18. 4. 14	①再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱(H27. 4. 1～) ③宇佐市景観条例 ④宇佐市開発行為指導条例	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、説明会及び着手30日前までに協議。 ③一定規模以上で届出等の義務 ④都市計画区域内3000㎡以上、区域外1ha以上の開発について、事前協議を実施
豊後大野市	H28. 3. 1	②豊後大野市自然環境保全条例(H28. 10. 17～HP掲載) ③豊後大野市景観条例	②1000㎡以上の事業を行う場合は、農地法や都市計画法に基づく申請を行う場合等を除き、条例に基づく届出を行う必要 ③一定規模以上で届出等の義務
由布市	H17. 9. 19	①自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(H26. 1. 29公布・施行) ①小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン(H30. 9. 7適用開始) ②挾間町環境保全条例	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、説明会及び事前協議。 ①5000㎡以下を対象に、環境配慮、住民配慮を要請。 ②1000㎡以上の土地の開発について、協議等が必要
国東市	H20. 5. 1	①国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱(R1. 6. 1施行) ③国東市景観条例	①設置場所の土地の合計面積が5000㎡以上又は既設等と併せて5000㎡以上について、説明会及び実施30日前までに協議。 ③一定規模以上で届出等の義務
姫島村	H27. 1. 1	※景観条例及び景観計画策定中	
日出町	R1. 12. 1	①発電施設設置事業指導要綱(H25. 11. 29告示26. 1. 1施行) ②日出町環境保全条例 ③日出城址周辺景観保全条例(景観法施行以前に制定) ※景観条例及び景観計画策定中 ④日出町開発行為等指導要綱	①設置区域の土地の合計面積が5000㎡以上又は隣接太陽光と併せて5000㎡以上について、地元意見の把握及び事前協議。 ②1000㎡以上の土地の開発について、協議等が必要 ③土地の形質の変更について、届出等の義務
九重町	H31. 2. 1	①再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱 ②九重町生活環境保全及び開発に関する条例	①太陽光50kW以上等について、説明会及び土地の取得前に事前協議。 ②2000㎡以上の土地の開発について事前の届出
玖珠町	R2. 3. 31	②玖珠町環境保全条例 ※景観条例及び景観計画策定中	②3000㎡以上の土地の開発について事前の届出
備考		①再エネ関係条例等 ②環境保全関係条例等 ③景観関係条例等 ④開発行為関係条例等 景観条例及び景観計画策定済み団体	